

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者(地域包括支援センター)の概要

名 称	金沢市地域包括支援センターやましな
所 在 地	石川県金沢市山科町午 40 番地 1
介護保険事業者番号	1 7 0 0 0 1 0 0 1 8 1
連 絡 先	TEL 0 7 6 - 2 4 1 - 8 1 6 5 FAX 0 7 6 - 2 4 1 - 1 1 7 8
管理者氏名	長 健人
サービス提供地域	金沢市（富樫、伏見台校下）

2 当事業者の法人概要

事 業 者 名	社会福祉法人 洋和会
所 在 地	石川県野々市市新庄 2 丁目 4 5 番地
連 絡 先	TEL 0 7 6 - 2 4 8 - 7 7 6 7 FAX 0 7 6 - 2 4 8 - 7 7 3 7
代 表 者	理事長 池田 太一郎
法人の行う他の業務	特別養護老人ホーム ケアハウス 特定施設入所者生活介護 デイサービス 居宅介護支援 認知症対応共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 他

3 事業者(地域包括支援センター)業務日及び業務時間

業 務 日	月曜日から金曜日まで (祝日・12月29日～1月3日を除く。)
休 業 日	土日祝日12月29日～1月3日
業 務 時 間	8時30分から17時30分まで

※営業日・営業時間以外は緊急連絡先が上記番号に電話することでアナウンスされます。

4 事業者(地域包括支援センター)の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1 名 (常勤で兼務)
保健師又は看護師	2 名 (常勤)
社会福祉士	2 名 (常勤)
主任介護支援専門員等	2 名 (常勤)
認知症地域支援推進員	1 名 (常勤)
事務員	1 名 (常勤)

5 利用者負担金

利用料	【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係わる費用 （月額 4,512 円、初回加算 3,063 円、委託連携加算 3,063 円は介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。）
	【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）】 ケアマネジメント作成に係わる費用 （月額 4,512 円、初回加算 3,063 円、委託連携加算 3,063 円）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
	【初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）】 ケアマネジメント作成に係わる費用 （月額 2,235 円、初回加算 3,063 円、委託連携加算 3,063 円）は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
その他の費用	事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問・出張する際には、その交通費等の実費について支払が必要となる場合があります。

＊なお、今後消費税率・国及び市の定める介護報酬等の改定に伴い、多少変動する場合があります。

＊ただし、介護予防支援に関しては介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、事業者にお支払ください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口申請していただくと、払い戻しされることがあります。

6 事業の目的・運営方針

金沢市地域包括支援センターやましな（以下「事業者」という。）において、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの適正な運営を確保し、要支援認定者及び事業対象者の状態にある高齢者に対し適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事を目的とします。

事業者の職員は、要支援認定者及び事業対象者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用する事ができるよう、金沢市・介護予防サービス事業者・介護保険施設との連絡調整を行ないます。

事業の実施に当たっては、金沢市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

7 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みから サービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案またはケアマネジメント結果等記録表を作成します。
5. サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
8. モニタリング	少なくとも3月に1回は利用者宅を訪問して面接し、計画の実施状況の把握を行います。それ以外の月は電話等で利用者と接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。＊面接にオンラインを用いた場合は6月に1回は利用者宅を訪問し面接を行います。
9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。
10. 介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います。

9 相談窓口、苦情対応

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

金沢市地域包括支援センターやましな	TEL	076-241-8165
	FAX	076-241-1178
	苦情受付担当者	長 健人
	苦情解決責任者	金口 祐一
	対応時間	8時30分から17時30分まで
第三者委員	村島 嘉孝	076-241-3893
	平田 敏雄	076-241-6800

- ・公的機関においても次の機関において苦情申出等ができます。

金沢市福祉局 介護保険課	所在地	金沢市広坂1丁目1番1号
	電話番号	076-220-2264
	FAX番号	076-220-2559
	対応時間	午前9時00分～午後5時45分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県国民健康保険 団体連合会 (介護サービス苦情 110番)	所在地	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎
	電話番号	076-231-1110
	FAX番号	076-231-1601
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内
	電話番号	076-234-2556
	FAX番号	076-234-2558
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス運営適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。

1 0 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

責任者：管理者 長 健人

- (2) 適切な権利擁護の支援を行います。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止の啓発、普及及び人権意識を向上するための研修を実施します。
- (5) 従業者が利用者等の権利擁護に取り組めるように環境の整備に努めます。
- (6) 未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止の観点を踏まえて個別の状況に応じ慎重に対応します。
- (7) 発生を確認した場合は、速やかに自治体窓口へ通報致します。

1 1 身体拘束について

- (1) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解く場合。

1 2 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制早期の業務改善を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4 ハラスメント対策

- (1) 事業者は職員によるハラスメント防止に取り組みます。
- (2) 利用者やその家族が事業所の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為やセクシャルハラスメント等のハラスメント行為を禁止します。

年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 金沢市地域包括支援センターやましな

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏 名

上記代理人 氏 名
(代理人を選任した場合)